

整理番号 82

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 3年 2月 24日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 9万 1千 98円 </p>	<p>百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	---

使 途 駐車場賃貸更新料 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

株式会社 東上不動産

$10,220 \times \frac{9}{10} = 9,198$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030224	0685240	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0222		
		お取引金額
*****		¥10,000*

お取扱い できない場合	残高	
明細	利率	おつり
14.17	220*	¥280*
三菱UFJ銀行 東松山支店 普通 1009226 カトウシヨウフドウサン様 ヨコカワマサヤシムシヨ様		
お振込先・お受取人 ご依頼人	0493775050	

すること。

※領収書等には、①年月日、②(載)、④発行者、⑤宛名が記載さ
 ※按分した場合は、積算方法を白

はされたか分かるような記
 すること。)

〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

株式会社 東上不動産



横川雅也事務所 代表 横川雅也 御中

〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2-2-16

(TEL) 0493-23-6000

(FAX) 0493-23-6768

(担当) [REDACTED]

更新通知書兼御請求書

平素は株東上不動産をご利用頂き、誠にありがとうございます。
 この度、下記物件の賃貸契約期間が満了となりますので、ご案内申し上げます。引き続きご契約の際は、手続き期日までに更新の手続きを必ず行って下さいます様お願い致します。
 また、下記の更新料をご請求致しますので、更新期日までに下記の口座までお振込みをお願い致します。
 更新をされない場合は、解約日の1ヶ月前までに必ずご連絡下さいます様、併せてお願い申し上げます。

物件名	西口駅前駐車場 [REDACTED]		
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2		
契約者	横川雅也事務所 代表 横川雅也		
入居者	横川雅也事務所 代表 横川雅也		
更新期日	2021年2月28日	満了日	2021年3月31日
新契約期間	2021年4月1日～2022年3月31日		

	従来契約条件	新契約条件		
駐車料	10,000円	10,000円		
月額支払額	10,000円	10,000円	合計	

更新時のご請求	本体金額	消費税	合計金額
更新料	10,000円	-----	10,000円
合計	10,000円	0円	10,000円

振込先	三菱UFJ銀行 東松山支店(普)1009226 株式会社東上不動産
-----	--------------------------------------

更新料のお支払い方法が、引落しからお振込へ変更となりました。
 お手数ではございますが、更新料は上記口座へお振込み下さいようお願い致します。なお、お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い致します。
 本書類とご入金が行き違いとなった場合にはご了承下さいますようお願い申し上げます。
 契約書は2通のうち1通はお客様控えで、うち1通を同封の封筒にてご返送下さい。

備考欄

※駐車料金のお支払方法が弊社指定のお引落の方は、更新料のみお振込でお願い致します。
 毎月の駐車料金のお支払はお引落のまま継続となります。
 ※定休日: 第1・3火曜日、毎週水曜日

整理番号 291

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 2 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 駐車場代(本所事務所) 5,500 × 0.8 = 4,400

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

平成 3 年 2 月 24 日

★ 5,500 円

世 子 月 分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

記載)

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃借人

賃借人 小島信昭

(X-カー・車種)三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借契約書

賃借人 [] と、賃借人小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名義、接置区画分（ [] ）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： []
指定自動車内には、賃借人が指定した車両のみ駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月31日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月31日

賃借人：住所 []
氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛301
氏名 小島信昭

整理番号 293

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 2 月 24 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4352</td> </tr> </table>	百万	千	円		6	4352
百万	千	円							
	6	4352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所賃貸料(本所事務所) $80,440 \times 0.8 = 64,352$		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

小島 信昭

13		
14		
15		
16		
17	03-02-24 送金	*80,000 ATM
18	03-02-24 手数料	*440
19		
20		
21		
22		
23		
24		

○他店支払いの小切手等で入金のおときは、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57103	03-02-24	11:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コソマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300063

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白)※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室
		区画番号()			
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
		(登記簿)			
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月		
面 積	29.75	m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)		家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)			
その他の条件				
貸与する鍵	鍵 No.			
	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保存する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	〒339-6074 さいたま市岩槻区本宿298-5
連帯保証人	氏名	TEL 048-790-1100
	住所	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町6-5-12

宅地建物取引業者	A	B
	主たる事務所所在地・TEL さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538 商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会 代表者の氏名 関根 正之	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 免許証番号 埼玉県知事(13)第5313号 免許年月日 平成29年8月23日 氏名 登録番号 業務に従事する事務所名 (有)宝来屋不動産商会 事務所所在地 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538
宅地建物取引士	免許年月日 平成29年8月23日 氏名 登録番号 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	大臣()第 号 氏名 登録番号 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538 国土交通大臣()第 号
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	02621
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
管理担当者	氏名 (貸主)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸)不動産管理士・登録番号 ※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 住所
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 する保証	家賃債務保証会社名 主たる事務所 所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号	154
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	3年 2月 24日	支出額	百万 千 円 3 4 6
-------	-----------	-----	-----------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	備品(レンタルマット) $385 \times 0.9 = 346.5$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄

<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">領収書</p> <p>2021年02月24日 13:24</p> <p style="text-align: right;">No.2071750</p>	<p>新井一徳県政調査事務所</p> <p>お問合せ番号: [REDACTED]</p> <p>住所: 北本市中央1-81</p> <p>TEL: 048-594-1600</p> <p>契約日付: 20110826</p> <p>配達日付: 20210224</p> <p>順番: 015-00</p> <p>設置場所: 9時半~17時半 土日休</p>	<p>毎度ありがとうございます。 下記の通り受領致しました。</p> <p>アクセスマット取ACHS 1 @350 ¥350</p>	<p>小計: ¥350</p> <p>消費税: ¥35</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">合計: ¥385</p>	<p>備考:</p> <p>株式会社クリン・モア お問合せ先: 本社サポートセンター 〒123-0864 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号</p> <p style="text-align: right;">TEL: 03-3857-2233 FAX: 03-3857-1233 締日: 0</p>
---	--	---	---	--

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

	2	3	3
--	---	---	---

 - 1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>	0	3	年	0	2	月	2	4	日								
0	3	年	0	2	月	2	4	日										
支 出 額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>	百万	千									6	4	0	0	0	0	円
百万	千																	
		6	4	0	0	0	0	円										
使 途	3月分事務所賃借料																	
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>																	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)更新

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 眞一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に就する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に1階 N03号室 添付した賃貸事務所図面に基づく場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 鴻巣市真3丁目11番18号(住居表示)	
建物	(登記簿) 鴻巣市真3丁目107番	
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・瓦葺メタリック鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / () / 階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月
面積	31.77㎡	平成12年12月
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、駐車スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年7月1日から令和4年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等 円)	家賃保証料	円	円
敷金	(賃料 ヶ月)	円	円	附属施設料	円	円
保証金	400,000円 (ヶ月)	償却	毎年1.5分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)			

その他の条件

貸与する鍵	鍵No. 本 数	室前玄関	北出入口	ポストの鍵	本 数
賃料等の支払時期	翌月分を前月末までに支払うものとし、				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落 <input type="checkbox"/> 持参先 <input type="checkbox"/> 委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名) 中屋敷 眞一
	(自宅)TEL XXXXXXXXXX
	(事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXX

管理業者

所在地	商号又は名称	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
管理担当者	氏名	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所在の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	住所
		家賃債務保証会社
		主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとし、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとし、

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号 2 3 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)
【調査研究・政策立案活動費】
1:調査研究費 2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】
3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 03年02月24日 支出額 352 (百万千円)
※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 3月分事務所賃借料の振込手数料
440 x 0.8 = 352
政務活動に使用する割合が8/10以上であるため

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行 0017 取引店 口座番号
取扱店 38041 お取引日 03-02-24 時刻 14:07
お取引内容 振込 お取引金額(円) ¥80,000 手数料 ¥440
お取引後の残高(円)
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付

お振込明細またはご案内
登録番号 0002
サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様
電話番号 048-541-8110
取扱番号 300074
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0152

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 02 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">543</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">96</td> </tr> </table>	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							
使途	<p style="text-align: center;">事務所賃料 2月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $60440 \times 0.9 = 54396$</p>								

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
48203	03-02-25	16:51	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥60,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使認証	
万円 千円 千円		円	

③事務所賃料として

ハこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマケンツツキン
オカワ
普通 6203661
〒111-0006 東京都千代田区千代田
登録番号 0006

ご依頼人
コクホケンイチ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 0493-81-4896
取扱番号 600005

印紙税申告納付につき浦和税務署へ納付

※領収書等には、①年月日、②金額、③戻金(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 132

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 2 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">政務活動事務所賃料(3月)</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56701	03-02-25	13:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0002

ご依頼人 千葉 タツヤ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

55,000

0

55,000

【振込手数料】

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

第6号加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分1.3.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を、埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づき解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かつて本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を発表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由各目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遼也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 1 5 4

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	03 年 02 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										
使途	<p>事務所家賃 $155,100 \times 0.8 = 124,080$</p> <p>事務所駐車場 $5,000 \times 0.8 = 4,000$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が 80%以上であるため</p>											
領収書等貼付欄	<p>飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 名義人 内沼博史</p>											

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

03-2-25	送金	20,000	ヒラマ(カ)	カガツクチ
03-2-25	送金	155,100	ヒラマ(カ)	カガツクチ

駐車場 $5,000 \times 4台 = 20,000$
内1台分 5,000

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■■■■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年7月 / 日から 2021年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■■■■	口座	■■■■	名義	■■■■
車種・名称	■■■■	色	■■■■	登録番号	■■■■

第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込まれる。

第2条 振込手数料は乙の負担とする。

第3条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第4条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第5条 乙は本駐車場で第三者に使用せたり賃借の譲渡及び転賃を許してはならない。

第6条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えないうえ、自主管理しなくてはならない。

第7条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に対して起きた事故、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲が責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第9条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第10条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第11条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第12条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。

第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

賃主(甲) 住所 氏名
 埼玉県飯能市仲町2-1
 允平沼株式会社
 042(972)7800

仲介者 住所 氏名
 〒357-0023
 飯能市岩沢129-2
 内沼博史

借主(乙) 住所 氏名
 電話番号 042(972)6432
 お勤め先 () (社名)

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

事務所賃貸借契約書

貸主 マイイックペーパー(株) (甲)と、借主 内子代文(乙)との間に建物

の賃貸につき下記のとおり契約を締結する。
所在地 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舖部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)
外目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)
賃貸借の期間は、2018年6月1日から
2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)
本契約を更新する旨を甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

第4条 (賃料等)
賃料は、月々賃料13万円(消費税別)、共益費5,000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月分の賃料を前払するものとする。

第5条 (敷金)
甲は乙に対し、本契約の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)

賃借人は、本契約に基づき、第三者に本賃借権を譲渡、または担保に供してはならない。

第7条 (契約の解除)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、次の場合に本契約を解除することができる。

- 1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2. 賃借人が、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき。

第8条 (契約の更新)
本契約が満期を迎える前、甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

第9条 (契約の解除)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき、乙は完全甲に本物件を明け渡すものとする。

第10条 (原状回復義務)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき、乙は完全甲に本物件を明け渡すものとする。

第11条 (原状回復義務)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき、乙は完全甲に本物件を明け渡すものとする。

第12条 (原状回復義務)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき、乙は完全甲に本物件を明け渡すものとする。

第13条 (原状回復義務)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき、乙は完全甲に本物件を明け渡すものとする。

第14条 (原状回復義務)
賃借人は、本契約に基づき、前条の規定にかかわらず、本契約を解除したとき、乙は完全甲に本物件を明け渡すものとする。

契約の証書として、貸借契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸借人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクパター側

代表取締役 谷脇 道生

貸借人 住所

飯能市双柳373-12-1F

内沼博史

丙：連帯保証人：住所

氏名

仲介業者

貸借主任者 登録番号 () 第

号 氏名

契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと
を理由として、甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に
賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
3. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。

担にて修理するものとする。

第12条 (通知義務)

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。

しななければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。

丙：連帯保証人：住所

氏名

仲介業者

貸借主任者 登録番号 () 第

号 氏名

整理番号	185
------	-----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 2月 26日	支出額	百万 千 円 40000
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃等 3月分 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$		

領収書

No. 526

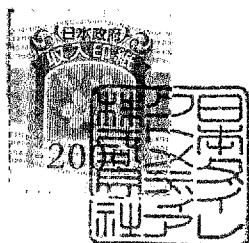
領収日 2021年02月26日

関根信明 様

金額 50,000 円

21年3月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0821
埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1
埼玉NPOハウス



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

日付 : 2021年02月26日

請求書番号 : 526

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市西区大宮2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年3月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 314

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 2 月 27 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所清掃代
-----	--------

領収書等貼付欄

領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥60,000.-

但 県政活動事務所 清掃費として
「2021年2月期 4日間」

令和3年(2021年) 2月27日(土)

アライ企画 新井 香
東京都江東区大島4-7-3

60,000 × 9/10

以前活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 339

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;">3年 2月 27日</p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: right;">54000円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60.000 \times 0.9 = 54.000$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">2月分 事務所賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">XXXXXXXXXX 様</p>

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>



整理番号 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	03-02-27	お取引店番	0411	機番	17
お取引種別	お引出し				
カード番号(口座番号)	****	取引商番	0129		
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129	同支店番号	
残高					
お取引時刻	17:28	説明コード	カード入金取引番号		

ご利用手数料 ¥330

お受取人 様
ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付にのさ字都宮

お取引種別	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円

足利銀行 ● このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
 貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²	
物件の所有者	(住 所) 	(氏 名)	 		
(2) 賃 貸 借 条 件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり)	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に %		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に %	
		(金額) 円	(金額) 円		
		(消費税) 円込	(消費税) 円込		
	<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	借 礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) (込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円込	
火災等保険料	実費				
契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間				
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費 及び・雑費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持 参 払 持 参 先	(住所) (氏名)			
	振 込 先	 			
	(フリガナ)	 			
	口座名義人	 			
		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	金 60,000 円		
翌月分を毎月末日迄前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄入金確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合計	個
鍵の引渡し並びにこの物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成31月4月17日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ)		〒 067-0062
住 所		本庄市小島南2-4-7
電 話 番 号		
(フリガナ)		飯塚 俊彦
氏 名		

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所)	〒 (住所)
	(氏名)	(氏名)
	印	印
	(電話番号)	(電話番号)

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免許番号	
所在地	本庄市銀座二丁目10番9号	所在地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登録番号		登録番号	() 第 号
氏 名		氏 名	印

整理番号 173

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>3年3月1日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>61700</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所、駐車場、賃借料</p> <p>令和3年3月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
------------	---

領収書等貼付欄 尾澤至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

<p>21--3--1チヨリヨウトウ</p>	<p>68,000</p>	
------------------------	---------------	--

〈ご説明〉
 ●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 石.3.1. 乃) タイセイハウジン

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と借借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
	本件住宅	部屋番号	1階	0101号室		
		間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)	
契約期間	令和 元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オコフオレント		
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500 円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (株)オコフオレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ 氏名	[REDACTED]				
借借人(乙)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	三 井 洋 一 郎				
	氏名	三 井 洋 一 郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]	携帯電話番号	[REDACTED]		
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	048-824-2111		

自動車駐車場一時使用契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年5月23日

駐車場所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5					
名称	加藤コーポラス					
契約期間	令和元年 06月 01日	から	令和03年 05月 31日	までの	2年 〇ヶ月間	
解約通知	解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)					
月払金	駐車料	5,000円(消費税別途)				
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		支払方法	オリコフォレント	
	金融機関	[REDACTED]		支店名	[REDACTED]	
	種別・口座番号	[REDACTED]		口座名義人	[REDACTED]	
預託金	敷金	5,000円(駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分)				
一時金	礼金	〇円(駐車料の税抜金額の 〇ヶ月分、消費税別途)				
	更新料	〇円(新駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)				
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。					
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。					
賃貸人 (甲)	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	[REDACTED]				
賃借人 (乙)	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	滝澤 圭一郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]	
	勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]	
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所	[REDACTED]			続柄	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]			電話番号	048-824-2111
	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]	
	勤務先名称	[REDACTED]		電話番号	[REDACTED]	
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車			登録番号	[REDACTED]
	メーカー名	スズキ	車名	エブリィ	色	白
並行契約住宅	名称	加藤コーポラス			居室番号	[REDACTED]
管理会社	株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-1		仲介人	埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社ケイテイテイ 代表取締役 加藤 英 泉		



2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング
川口営業所 営業所長



消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

記

◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

<お支払例> ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額 (参考) 月額駐車料 5,400円 (駐車料 5,000円 消費税 400円)



新たなお支払額 (参考) 月額駐車料 5,500円 (駐車料 5,000円 消費税 500円)

◆ お支払方法について

<①お振込の場合>

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

<②自動送金をご利用のご契約者様の場合>

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

<③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

<④保証会社の引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号	3	1	5
------	---	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日 3年 3月 1日 <small style="margin-left: 100px;">4世</small>	支出額 百万 千 円 1 40 55	※政務活動費を充当した金額を記載
--	--------------------------------------	------------------

使 途	駐車場代(3.4月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7,510 × 2月 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	カシマ

入出金明細

照会範囲：2021年03月01日～2021年03月01日 照会件数：6件

2021年03月24日 15時47分27秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■
2021年03月01日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■■

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
██████████	普通	██████████	カシマ

入出金明細

照会範囲：2021年03月29日～2021年03月29日 照会件数：6件

2021年04月06日 14時51分49秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
██████████			██████████	██████████
██████████			██████████	██████████
██████████			██████████	██████████
2021年03月29日	7,810円		RKS (ダイワ ブドウサ)	██████████

整理番号 190 -

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 3年 3月 2日 </p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"> 106480 </p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(3.月分)</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため 8</p> <p style="text-align: right;">$133100 \times \frac{8}{10} = 106480$</p>
------------	--

領 収 証

No. _____

浅井明県政事務所様

令和3年3月2日

★ ￥133,100 -

但 森田ビル201賃賃料(令和3年3月分)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	[REDACTED]
消費税額等(%)	[REDACTED]

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

190-2

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額 3,194,400 円

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)
更新料の金額 新賃料の 1 ヶ月分 ・ 円

特約条項
・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6
氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地 商号 第 号
商号 株式会社 ベストハウジング 代表者等 第 号
代表者等 八巻 康雄 登録番号 第 号
登録番号 [Redacted] 宅地建物取引士 第 号

整理番号 191 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 3 月 2 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px; text-align: center;">4400</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		4400	
百万	千	円							
	4400								

使 途	<p>事務所看板使用料(3月分)</p> <p>5500 × 8/10 = 4400</p>	<p>政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>
-----	--	----------------------------------

領 収 証

No. _____

浅井明県政事務所 様

令和3年3月2日

★ ￥5,500 -

但 森田ビル201看板料(令和3年3月分)

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

191-2
頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〃 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

191-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にもものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓡ
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	Ⓡ

整理番号 1 4 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	3 / 3 / 5 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">748</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			748
百万	千	円							
		748							

使 途	<p>ダスキン使用料</p> <p>(按分の積算方法 935円 × 8/10)</p>
-----	--

領 収 書 等 貼 付 欄

但し、ダスキン 3 月分～ 月分として
埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
 神尾 たかよし 様
 No. 0000847636
 納品日 3年 3月 5日 次回は 月 日 曜日

ダスキン マルシン株式会社
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

担 当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税	***	85	

	印 紙 5万円以上 貼 付	領 収 額 935	前 回 未 収 額 719
--	---------------------	---	---

政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 306

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	3 年 3 月 12 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 60%; text-align: center;">715</td> </tr> </table>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">ダスキンレンタルイ</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">1430 × 1/2 = 715</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 3620 4875 7466 4662
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領 収 書

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2021年 3月 12日 毎次回訪問日 2021年 4月 5日 取引 現金 No. 100295694000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納 品			納 品 回 収 訂 正			備 考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	0	1	660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	0	1	770	1	1	770				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

印紙
5万円以上
貼付

JUSKIN

DDuet会員募集中! 担当店コード【8000147】

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	2	/	0
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">16</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	3	年	3	月	16	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p>	5	4	3	9	6
3	年	3	月	16	日									
5	4	3	9	6										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(4月分) (送金料含む)</p>	<p>$60.440 \times 0.9 = 54.396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	-------------------------------	---

領収書等貼付欄 $60.000 + 440 = 60.440$

ご利用明細票


③事務所家賃(4月分)

お取扱日	店番	お取引内容
03-03-16	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N114	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円 振込予定日 03-03-16 タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちょ銀行 ——

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 


整理番号 2 / 1 / 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 3 月 16 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">6</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	7	1	9	6
百万	千	円										
	4	7										
1	9	6										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所来客用駐車場賃借料 52,440 × 0.9 = 47,196</p> <p>(2021年4月分～2022年3月分) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>＜送金料を含む＞</p>
-----	--

領収書等貼付欄

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-03-16	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N119	*52,000	
残高		
送金料金	*440円	
振込予定日	03-03-16	
タケウチ マサフミ		

② 賃借料 4,000円 × 12月 = 48,000円
 更新料 4,000円
 送金料 440円
 合計 52,440円

③ 事務所来客用駐車場賃借料
 〳〳〳

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場 賃貸借契約書

貸主 (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記 (1) に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2		
	名称	町田駐車場	指定場所	

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ シャトル	登録番号	
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2021年 4月 1日 から 2022年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限： 1. 毎月末日までに翌月分を支払う。 ② 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	金融機関： 口座番号： 口座名義人： 電話番号： 049-292-3405
	② 振込	※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先：

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 	
	住所 	電話

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名
	住所

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 3月 8日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名	武内すみ専政調査事務所	電話	049-292-2802
	住所	入間郡越生町越生895		

宅地建物取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事(1)第23444号		
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

整理番号 0 2 2 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年03月17日	支出額	百万 千 円 3 7 8 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客等駐車場賃借料(1年分)
-----	----------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10であるため 按分率42,000円×90%=37,800円

領 収 証

3年3月17日

新井ゴウ事務所 殿

¥ 42,000

但し 駐車料と1? (R2.4.1~ R3.3.31)
上記金額正に領収致しました



中町会会計



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0104

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年03月17日	支出額	百万 千 円 467
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	3月分清掃用フロアモップレンタル料 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 935 × 0.5 = 467)
-----	--

領収書等貼付欄

自民党県議団

ダスキンファンチャイスチェーン加盟店

お客様名
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

(1332743)

発行日 2021年 3月 17日 次回訪問日 2021年 4月 14日 取引 現金

No.100170080200

商品・サービス内容	契約数	前回数	単価	納品		納品		回収		訂正	備考
				納品	回収	金額	金額	金額	金額		
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935					

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 / 70

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 3 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">346</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			346
百万	千	円							
		346							
使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

領収書等貼付欄

領収書

2021年03月24日 11:19 No.2077568

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600
契約日付: 20110826
配送日付: 20210324
順番: 015-00
發着場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

アクセスマット 匠ACHS
1 @350 ¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35
合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区臨浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C3105
次回ルート: C3105
営業担当: XXXXXXXXXX
配達担当: XXXXXXXXXX
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 3 9

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 3 月 24 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使 途	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">政務活動事務所賃料</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法) (4月分) 55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">政務活動に使用する割合が / 以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56741	03-03-24	16:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		G 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬) (貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
ご依頼人	登録番号 0002		
ご依頼人	〒ハ タツヤ様		
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納	
ご依頼人	取扱番号 240001	付につき浦和	
ご依頼人		税務書承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

【振込手数料】

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。);

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [Redacted] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [Redacted] と借入人(乙)千葉達也とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を発表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

賃貸人(甲) 住所

氏名

借借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 1 7 5

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 3 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4000</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4000
百万	千	円							
	5	4000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>来客用等駐車場賃借料4.5.6月分</p>	<p>60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--------------------------	---

領収書等貼付欄

領 収 証

3年 3月 25日

あらい-徳事務所様

★	¥ 60,000.-
---	------------

但 駐車場代

上記正に領収いたしました

〒4-0031 埼玉県北本市中央2丁目103

横山果樹園 横山 功

内 訳

 税抜金額

 消費税額等(%)

GR1015

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 155

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	03 年 03 月 25 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">28</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">080</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	28	080
百万	千	円							
1	28	080							
使途	<p>事務所費 $155100 \times 0.8 = 124080$</p> <p>駐車場代 $5000 \times 0.8 = 4000$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>								
領収書等貼付欄	<p>飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 名義人 内沼博史</p>								

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

	普通預金	7		
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-3-25	送金	20,000	ヒラマ(カ) カリクキ	
03-3-25	送金	155,100	マイマ(カ)	

駐車場 $5000 \times 45 = 225000$
 内1台は 5000

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	月額20,000円 (5,000円×4台)
所在地	埼玉県熊谷市双柳373-10		
契約期間	2019年7月 / 日から 2021年6月30日迄の2年間とする。		
振込先	口座	名義	
車種・名称	車種	登録番号	カラー

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込まれる。
- 第2条 振込手数料は乙の負担とする。
- 第3条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第4条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第5条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転賃をしてはならない。
- 第6条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えないうえ、自主管理に努めなければならない。
- 第7条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車が暴走、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第9条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第10条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第11条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であつても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第12条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があつた場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承諾する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠つた場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せず即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所 氏名

所在地 埼玉県熊谷市仲町2-1
 商号 全平沼株式会社
 電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 氏名
 〒357-0023 熊谷市岩沢729-2
 内沼博史

電話番号
 ご自宅 042(972)6432

お勤め先 () (社名)

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

事務所賃貸借契約書

賃貸借契約書

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)
本件賃借権は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならぬ。

第7条 (契約の解除)
賃借人が、賃料の支払を1回でも滞りしたとき、貸借人等は、本契約を解除することができる。

第8条 (更新の更新)
本契約は、2018年6月1日から2021年5月31日までの3年間とする。

第9条 (賃料等)
賃料は、毎月1万円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月の賃料を支払うものとする。

第10条 (敷金)
甲は、本契約の締結時に、乙に現金50,000円(消費税別)を支払うものとする。

第11条 (保証人)
甲は、乙の債権を担保するために、丙を乙の保証人とするものとする。

第12条 (雑則)
本契約は、甲乙間の専断で締結されたものである。

第13条 (争点)
本契約の履行に生じた争点は、本契約の締結地を管轄する裁判所に属するものとする。

第14条 (その他)
本契約は、甲乙間の専断で締結されたものである。

第15条 (署名)
本契約は、甲乙の署名捺印をもって締結されたものである。

第1条 (賃借借の目的)
賃借人は、事務所の賃貸借を目的として、本契約を締結した。

第2条 (賃借借の期間)
賃借借の期間は、2018年6月1日から2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)
本契約は、2018年6月1日から2021年5月31日までの3年間とする。

第4条 (賃料等)
賃料は、毎月1万円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月の賃料を支払うものとする。

第5条 (敷金)
甲は、本契約の締結時に、乙に現金50,000円(消費税別)を支払うものとする。

第6条 (保証人)
甲は、乙の債権を担保するために、丙を乙の保証人とするものとする。

第7条 (雑則)
本契約は、甲乙間の専断で締結されたものである。

第8条 (争点)
本契約の履行に生じた争点は、本契約の締結地を管轄する裁判所に属するものとする。

第9条 (その他)
本契約は、甲乙間の専断で締結されたものである。

第10条 (署名)
本契約は、甲乙の署名捺印をもって締結されたものである。

契約の証書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 貸 入 住 所 飯 能 市 双 柳 3 7 3 - 1 2 - 1 F
メイクペーター 閉
氏 名 代表取締役 谷 脇 道 生

乙 貸 入 住 所 飯 能 市 岩 永 1 9
氏 名 内 沼 博 史

丙：運帯保証人 住所 氏名

仲介業者

第 号 氏 名

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと
賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合乙の負担にて修理するものとする。
その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条 (通知義務)

乙が次の各号のうちに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知
しななければならない。
1. 1ヶ月以上におわり不在とするとき。
2. 氏名、住所、電話番号、連絡先、電話番号等、別紙入居者申込書の記載事項に変更のある場合

第13条 (運帯保証人)

丙は、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする
丙は、甲、乙の協議の上、同意をもって

整理番号 3/3

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	3 年 3 月 26 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円	6	4	352
百万	千	円							
6	4	352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃料(本町事務所) $80,440 \times 0.8 = 64,352$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

小島 信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13									
14									
15									
16									
17									
18	03-03-26	送金	*80,000	ATM					
19	03-03-26	手数料	*440						
20									
21									
22									
23									
24									

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

御使用ありがとうございます。
 お取引内容をお知らせのうえ、 埼玉りそな銀行
 の持ち場へご確認ください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取引日時	お取引日	時刻
5/103	03-03-26	12:00
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認
(1万円) (5千円) (1千円)		証
円 千 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コソマ ノアキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300031

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など)
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

印紙税申告納付につき浦和
 支店を
 税務署承認済

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室
		区画番号()			
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
		(登記簿)			
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月		
面 積	29.75	m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)		家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)			
その他の条件				
貸与する鍵	鍵 No.			
	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
住所		
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
住所		TEL 048-790-1100
連帯保証人	氏名	
	住所	

宅地建物取引業者	A	B
主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
建物の名称	(有)宝来屋不動産商会 関根 正之	大臣()第 知事()号
免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号
免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日
氏名		氏名
登録番号		登録番号
業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名
事務所所在地TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地TEL

※図は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所

管理業者	簡号又は名称	(有)宝来屋不動産商会
所在地	339-0057	さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	
管理担当者	氏名	(貸主)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃主)全国賃貸不動産管理業協会の登録を受けている場合に記載 ※賃貸不動産管理士・登録番号

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所

頭書(7) Zの債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所在の事項を記載する)	連帯保証人	氏名	住所
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	小島 信昭		
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供			
主たる事務所所在地			

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 3 / 14

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 3 月 26 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場代 (本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証 No. _____

小島信昭 様 3年3月26日

★ 5500円

但 4月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

な記載)

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(X-カー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借契約書

賃借人 [] と、賃借人小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名義 接置区画分（ [] ）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： []
指定区画内には、賃借人の指定した車輦のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月1日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃借人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛分501

氏名 小島信昭

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> 日
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使途	4月分事務所賃借料
支出先	<input type="text" value=""/>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。))は、この契約書により
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 添付した貸事務所図面に基づく場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 浦安市東3丁目11番18号 (住居表示)	
建物構造	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陶瓦葺・その他()/ (1)階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、希酸房、 駐車スペース(2台分)、電気設備11個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

1232

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年7月1日から令和4年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円) 共益費	管理費	円	家賃	円	財	円
敷金	(賃料) ヶ月) 円	附	円	属	円	月	円
保証金	400,000円 (賃料) ヶ月)	施	円	料	円	額	円
その他条件							
貸与する鍵		本 数		北出入口		ポストの鍵	
貸料等の支払時期		翌月分を前月末日までに支払うものとします。		本		本	
賃料等の支払方法		前払		先		委託会社名	

賃料等	円	円	円	円	円	円	円
管理費	円	円	円	円	円	円	円
家賃	円	円	円	円	円	円	円
財	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円
額	円	円	円	円	円	円	円

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	中屋敷 慎一
(自宅)TEL	
(事務所)TEL	048-541-8110 (会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	
	住所	
管理者	商号又は名称	
所在地		〒 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証	住所	
	<input type="checkbox"/> 会社の提供する保証	家賃債務保証会社	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号	2	5	1
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	03年03月26日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	4月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38041	03-03-26	14:54	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬	認証
円	千円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

登録番号 0006 サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ シ様	
--------------------------------------	--

電話番号 048-541-8110	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 300063	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。